

業務管理体制について

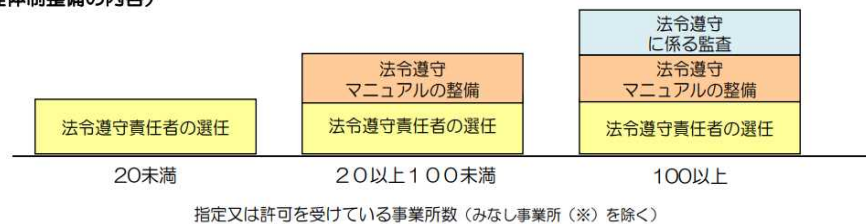
1. 目的等

介護サービス事業者においては、介護保険法上、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備が義務づけられている。

《参考》業務管理体制の整備と届出先

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

出典：厚生労働省ホームページより

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

2. 届出先

届出先については、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて関係行政機関に届出を行うことになっている。

なお、令和5年3月より、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、電子申請等による届出が可能となっている。

(業務管理システムの整備に関する届出システム)

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

※ 最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になる。

※ 届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能。

3. 業務管理体制の検査

指定取消事案などの不正行為の未然防止し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、「一般検査」及び「特別検査」を実施している。

(1) 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的（本県では、概ね6年に1回）に書面検査及び運営指導等に併せた実地検査を実施している。

① 書面検査

書面検査は、県から調査票を送付し、業務管理体制の整備状況を回答する。

② 実地検査

実地検査は、運営指導等に併せて、業務管理体制の整備状況や取組状況などを実地で確認する。

(2) 特別検査

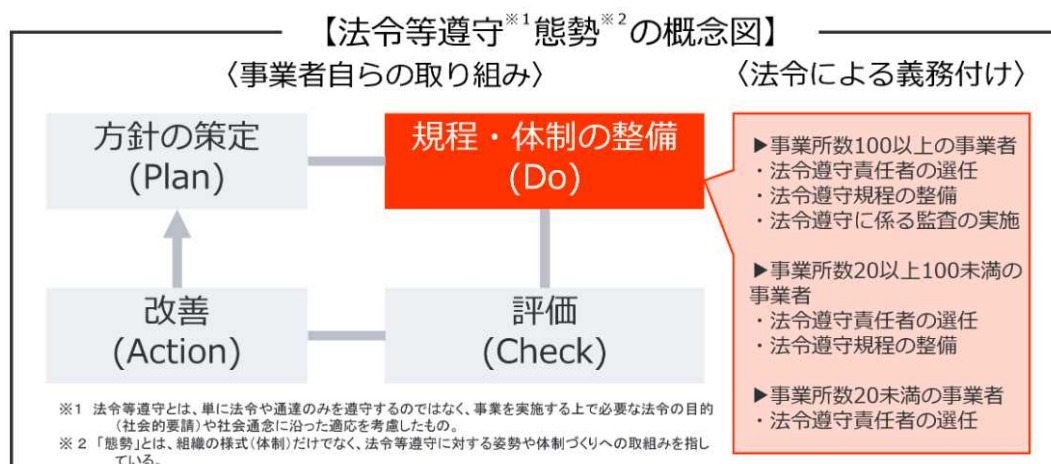
介護施設や事業において、指定取消処分相当の事案が発覚した場合、法令違反を防ぐための体制が取られていたかどうか（組織的関与の有無）等を検証し、連座制の適用判断等を行うため、特別検査を実施している。

4. 業務管理体制の整備

業務管理体制については、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて、「法令遵守責任者の選任」や「法令遵守マニュアルの整備」などが義務づけられている。

事業者が、質の高いサービスを提供していくためには、とりわけ法人役員、法令遵守責任者及び各介護保険施設等の管理者が、自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善を図っていくことが重要である。

各事業者においては、外形的な体制（法令遵守責任者の選任、マニュアルの整備等）の整備だけでなく、事業者内において法令等遵守の実効性を確保いただくようお願いする。



出典：厚生労働省ホームページより

業務管理体制の整備に係る一般検査調書(自己点検票)

令和 年 月 日

住所

事業者 名称

代表者職・氏名

事業者(法人)番号 A 3 6 0 0 0 0 *原則として法令遵守責任者が記入してください。

記入担当者(法令遵守責任者) 職・氏名・連絡先 (職) (氏名) (TEL)

確認項目

1 代表者(役員等)が法令等遵守の意識を高く持ち、法人として法令等遵守に係る基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めていますか。

- ☐ はい はいの場合、基本方針を定めている書類を添付してください。
☐ いいえ いいえの場合、法人(法人代表者等)の法令遵守に関するお考えを記載してください。

[]

2 法人として法令遵守規程等を策定していますか。(規程の名称は問いません。)

- ☐ はい はいの場合、当該規程を添付してください。(該当部分のみでかまいません)
 *(指定を受けている事業所数が20以上の法人は必須)
☐ いいえ ※事業所数が20以上で未作成の法人は、策定予定年月日を記載し、策定後県に提出してください。

[年 月 日 策定予定]

3 法令遵守責任者の役割を定めていますか。(法令遵守部門を整備している場合にはその部門の役割含む)

- ☐ はい はいの場合、関係書類を添付してください。規定等で定めていない場合には、下記に内容を記載してください。

[]

- ☐ いいえ いいえの場合、法令遵守責任者が自分の役割と考えている内容を記載してください。

[]

4 法令等遵守のための取り組み(仕組み、体制作り)を計画的に進めていますか。
 (例:職員の年間研修計画の策定、内部規程の整備計画、法令遵守部門の体制整備)

- ☐ はい はいの場合は、その内容を記載してください。

[]

- ☐ いいえ いいえの場合、今後どのように取り組んでいきますか。

[]

5 上記1～4の内容について、法令等遵守の重要性を踏まえ、全役職員に周知していますか。

- ☐ はい はいの場合は、どのような方法で周知しましたか。

[]

- ☐ いいえ いいえの場合、今後どのような方法で周知しますか。

[]

6 取り組みの結果、作られた仕組み、体制による法令等の遵守状況(法令遵守体制の整備の進捗状況)について定期的に把握していますか。

- ☐ はい はいの場合、どのように把握していますか。

[]

- ☐ いいえ いいえの場合、今後どのようにして把握していきますか。

[]

7 上記6により状況を把握し、課題や問題があった場合、その原因を分析して改善につなげる体制(仕組み)がありますか。	
☐ はい	はいの場合、どのような体制(仕組み)となっていますか。 []
☐ いいえ	いいえの場合、今後どのようにして原因分析と改善を行っていきますか。 []
8 法令違反行為の疑いが確認された(相談・苦情等含む)場合、どのような流れで対応、処理等を行うことになっているか定めていますか。	
☐ はい	規定がある場合には、規定を添付してください。規定の無い場合には、下記に内容を記載してください。 []
☐ いいえ	いいえの場合、今後どのような流れで対応、処理等を行いますか。 []
9 遵守すべき法令について、最新の情報や制度改正の情報を収集していますか。	
☐ はい	はいの場合は、だれが中心となってどのような方法で情報収集しているか下記に記載してください。 (例:法令遵守責任者が中心となって、法令・基準に関する各種書籍や厚生労働省ホームページ等で情報収集) []
☐ いいえ	いいえの場合は、今後どのようにして情報収集するのか記載してください。 []
10 法令等遵守のための役職員への研修等を行っていますか。	
☐ はい	はいの場合は、どのような内容のものを行っていますか。(対象者、回数、内容等具体的に記載してください。) []
☐ いいえ	いいえの場合は、今後どのようにして法令遵守のために必要なことを役職員に周知・研修していくか記載してください。 []
11 実施している介護サービスの内容や介護報酬の請求等が法令等に則り適正に行われているか把握していますか。	
☐ はい	はいの場合は、どのような方法で把握していますか。また、その内容(結果)を記載してください。 []
☐ いいえ	いいえの場合は、今後どのようにして把握していくか記載してください。 []
12 人員基準・運営基準違反発生防止のために取り組みを行っていますか。	
☐ はい	はいの場合は、どのような内容のものを行っていますか。 []
☐ いいえ	[]
13 過誤請求、請求ミス等を防止するために取り組みを行っていますか。	
☐ はい	はいの場合は、どのような内容のものを行っていますか。 []
☐ いいえ	[]
14 法令等遵守が確保されるために最も重要かつ必要なことは何だとお考えですか。ご自由にお書きください。 []	

※上記枠内に記載ができない場合や既存の資料がある場合には、関係書類の添付により回答してください。

※「はい」にチェックをしても、必要な記載や書類の添付が無い場合には「いいえ」として取り扱う場合がありますので、記載漏れ、書類の添付忘れがないよう確認をお願いします。

貴事業者(法人)が運営する事業所を下表にご記入ください。

○指定を受けたサービス種別ごとに記載してください。

同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等とします。
例えば、『▲▲訪問看護ステーション』という事業所が、「訪問看護」と「介護予防訪問介護」の指定を受けている場合、それぞれ記載してください。

○休止中の事業所についても記載してください。

○介護保険法第71条第1項、第115条の11により、みなし指定を受けた次の事業所は含みません。

保険医療機関が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び保険薬局が行う居宅療養管理指導(全て、介護予防サービスを含む。)

○総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所(第1号訪問・通所事業所等)は含みません。

下の一覧表を参考に、
番号を記入してください

	事業所番号	事業所名	サービス	事業所住所
記載例	3660000000	▲▲訪問看護ステーション	3	徳島市〇〇町〇丁目〇
	〃	〃	16	〃
	3670000001	☆☆居宅介護支援事業所	13	鳴門市〇〇町〇〇字〇〇1-1
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※事業所数が多い場合は、別紙(様式任意)に記載していただいてもかまいません。

☆サービス種別一覧

1 訪問介護	2 訪問入浴介護	3 訪問看護	4 訪問リハビリテーション
5 居宅療養管理指導	6 通所介護	7 通所リハビリテーション	8 短期入所生活介護
9 短期入所療養介護	10 特定施設入居者生活介護	11 福祉用具貸与	12 特定福祉用具販売
13 居宅介護支援	14	15 介護予防訪問入浴介護	16 介護予防訪問看護
17 介護予防訪問リハビリテーション	18 介護予防居宅療養管理指導	19	20 介護予防通所リハビリテーション
21 介護予防短期入所生活介護	22 介護予防短期入所療養介護	23 介護予防特定施設入居者生活介護	24 介護予防福祉用具貸与
25 特定介護予防福祉用具販売	26 介護老人保健施設	27 介護老人福祉施設	28
29 介護予防支援	30 小規模多機能型居宅介護	31 認知症対応型通所介護	32 認知症対応型共同生活介護
33 介護予防小規模多機能型居宅介護	34 介護予防認知症対応型通所介護	35 介護予防認知症対応型共同生活介護	36 地域密着型通所介護
37 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38 複合型サービス	39 介護医療院	

て

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について



介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者の方は、必要な業務管理体制を整備し、期限までに、関係行政機関に届け出てください。

この届出は、運営主体の法人ごとに行うことになり、運営する事業所数や事業所の所在地によって、整備すべき内容や届出書の提出先が異なりますので、ご注意ください。

制度や関係通知についての参考：[厚生労働省のホームページ](#)（外部サイトヘリンク）

1. 事業者が整備する業務管理体制及び届出事項

（介護保険法第115条の32及び介護保険法施行規則第140条の39、40）

事業所等の数	法令遵守責任者	法令遵守規程	業務執行の状況の監査
1以上20未満	○責任者を定める必要あり		
20以上100未満	○責任者を定める必要あり	○規定を定める必要あり	
100以上	○責任者を定める必要あり	○規定を定める必要あり	○必要あり
届出事項	氏名、生年月日	規程の概要	監査方法の概要

- 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。
- みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。
- 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

2. 業務管理体制の届出先

区分	届け出先
1.指定事業所が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2.指定事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
3.指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
4.指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
5.地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
6.1から5以外の事業者	都道府県知事

届出事項に変更があった場合、速やかに変更届を提出してください。

業務管理体制の届出及び変更届の様式は下記の通りです。



[業務管理体制の届出（第1号様式）](#)（Word2007～:108 KB）



[業務管理体制の変更届（第2号様式）](#)（Word2007～:43 KB）

業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について

令和5年3月より、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、電子申請等による届出が可能となりました。

(業務管理システムの整備に関する届出システム)

<https://www.laicomea.org/laicomea/> (外部サイトへリンク)

- 最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になりますので、システムにアクセス後、必要な手続きを行ってください。
- 届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。

お問い合わせはこちら

保健福祉部 長寿いきがい課 在宅サービス指導担当
電話番号：088-621-2214

[サイトマップ](#)